

On the Rules and Manners of Giving the Bodhisattva Precepts in Mingkuang's 明曠 *Tiantai pusajie shu* 天台菩薩戒疏: Comparison to Texts of Zhanran 湛然, Huisi 慧思 and Huizhao 慧沼

Kenichi Ohtsu

Mingkuang's *Tiantai pusajie shu* describes the rules and manners of giving the Bodhisattva precepts. Although his text is coincident with his mentor Zhanran's *Shou pusajie yi* 授菩薩戒儀 in terms of their framework based on the twelve steps, these two texts are apparently different in details. Through examining the differences between them, one can find that Mingkuang refers to not only Huisi and Huizhao's texts but also Daoxuan 道宣, Zhiyi 智顛, and Zhanran's works. It seems that Daoxuan might have had a great impact on Mingkuang as Daoxuan is referenced in his explanation of the meaning of the precepts. However, Daoxuan's influence is limited to an expository role of the meaning of the precepts. In contrast, Mingkuang quotes Zhanran's texts on the more important central concepts such as repentance and the aspiration for enlightenment. In the preface of the *Tiantai pusajie shu*, Mingkuang states that he adheres the perspective of the Tiantai school to avoid discrepancy with the work of his predecessors and refers to other school's works only as a supplement to the work of the Tiantai school. This paper confirms that the adoptions and references made in his text are just as he stated.

明曠刪補『天台菩薩戒疏』の戒儀について — 湛然本および伝慧思本・慧沼本との比較を中心に —

大 津 健 一

1. はじめに

明曠 (?-777-?) が『天台菩薩戒疏』(以下、明曠疏) 卷上に詳説した菩薩戒を授ける戒儀(以下、明曠本)は、最澄(767?-822)の『授菩薩戒儀』に影響を与え¹⁾、安然(841-?)の『普通授菩薩戒広釈』でも湛然(711-782)の『授菩薩戒儀』(以下、湛然本)と並べて言及されるなど²⁾、独自の戒儀として受容された。明曠は、師である湛然と長い年月を共に過ごし、湛然の僧団の戒儀を知悉していたと考えられ³⁾、確かに明曠本と湛然本は十二門という構造で一致する。ただし安然が両本を別本と捉えたように、内容面において明らかな差異があれば、そこには明曠の編纂の意図が存在すると考えられる。明曠疏は序において、先学の見解と相違しないために「天台(智顛)を宗骨(根本)とし、天宮(慧威)の具縁を用いる(以天台為宗骨、用天宮之具縁)」(T40, 580b12)と述べ、欠けている内容を補うために「諸家の説を参考として取り入れる(諸家參取)」(T40, 580b13)とした。天台の先学として智顛(538-597)や慧威(634-713)の著作を参照していたはずだが、慧威の著作は現存しない。本論は、明曠本を湛然本と比較して差異を示し、現存する著作—智顛ら天台の先学および諸家のもの—からの影響を検討することにより、明曠本の特徴を明らかにすることを主とする。明曠本を中心に検討した先行研究はなく、この時代の戒儀に関する研究⁴⁾は明曠本・湛然本のほか、智顛の師である慧思(515-577)の撰述とされた『受菩薩戒儀』(以下、伝慧思本)、法相宗の慧沼(651?-714)の『勸発菩提心集』所収

の戒儀（以下、慧沼本）を加えて検討しており、本論も両本との関係を考慮に入れて考察したい。

2. 諸戒儀ならびに先行研究

湛然本は、湛然の僧団で行われていた戒儀に相当すると考えられるが、現行本の成立年は不明である⁵⁾。湛然は782年に没したため、777年成立の明曠本より後の可能性もある。

慧沼本は、諸経論から菩提心に関する説を収集した『勸発菩提心集』巻下の「受菩薩三聚淨戒門（大唐三藏法師伝西域正法藏受菩薩戒法）」のことであり、玄奘（602?-664）が伝えたものとされ、後世に影響を与えた⁶⁾。

現存の伝慧思本は最澄が持ち帰ったものと同一の本とされるが⁷⁾、慧思の作ではないというのが通説になっている。智顛が慧思の戒儀に言及していないこと、『伝教大師将来台州録』（805年、以下『台州録』）以前の史伝等に触れられていないこと、「饒益有情戒」という新訳の語を用いていること、実叉難陀（652-710）訳の八十卷『華嚴経』（699年）を引用していることなどを根拠に、699年から805年の間における天台宗の人物による成立と見られる⁸⁾。ただし湛然本や明曠本より後のものとは考えにくい。というのも『台州録』に収録されたことから最澄が天台山を擁する台州で手に入れたものと思われるが、道邃（生没年不詳）などの湛然門下が健在だった当時、湛然本と構造も内容も異なる⁹⁾伝慧思本のような戒儀が新たに作成されるとは理解し難い。例えば、湛然本・明曠本とも十重は『梵網経』に依っているが、伝慧思本は『菩薩瓔珞本業経』に基づいているなどの根本的な相違があり¹⁰⁾、伝慧思本の成立を湛然直後の天台山系に置くことは不自然であろう。よって699年から湛然の僧団において十二門が確立された時まで成立したと想定される¹¹⁾。

先行研究のうち明曠本について特色ある見解を出しているのは、大野1936と平1955bである。大野は、先に述べた「天宮の具縁」を慧威の戒儀と見なし、伝慧思本と明曠本が一致する部分は伝慧思本が慧威の戒儀を取り込んだ箇所、相違する部分は本来の慧思の説などと指摘した。ただし湛然本との比較

は行っていない。なお大野（1936, 64）は「天宮の具縁」について、「具縁」は具戒の法縁で即ち戒儀を言ふ」と述べて慧威の戒儀であると断定したが、明曠にとって「具縁」の語が戒儀を意味したのか疑問が残る。というのも明曠疏は、十重四十八輕戒の解釈において戒の違犯に関する条件を示す際、「具四縁」などと記している¹²⁾。この「具縁」の表現は智顛疏に見られ¹³⁾、後の『梵網經』注釈書、とりわけ明曠疏が強く影響を受けた法蔵（643-712）の『梵網經菩薩戒本疏』にも解釈の形式として類出する¹⁴⁾。一方、明曠疏には慧威の『梵網經』の注釈を引用する箇所があり¹⁵⁾、慧威の『梵網經』注釈書が存在したことは確実である。よって「天宮の具縁」は、慧威の戒儀ではなく、慧威の注釈書における違犯の条件についての説を指すとも考えられるのである。もっとも慧威に『梵網經』注釈書があった以上、慧威が戒儀を著し、明曠本に影響を与えた可能性はあろう。

平1955bは、明曠本が湛然本を底本とし、慧威の戒儀を用いて刪補したと推論した。明曠本と伝慧思本が同じで湛然本は異なる例、湛然本が略して引用した伝慧思本の文を明曠がかえって復元した例を挙げ、伝慧思本こそ慧威の戒儀であるとした。ただし明曠本と他の著作との関係は論じていない。

本論において明曠本と湛然本の差異、また他の著作からの依用を検討することにより、新たな視点を提示できるであろう。

3. 十二門の検討

明曠本・湛然本の十二門戒儀の序に相当する文は次の通りである（以下、本文の対照については、明曠本と湛然本が一致する部分に下線を付す。本論で言及する他の著作と、明曠本が一致する部分に波線、湛然本が一致する部分に点線、明曠本・湛然本が共に一致する部分に二重線を付す）。

明曠本 (T40, 581c20-25)	湛然本 (X59, 354b9-14)
四明受法者、 <u>謹依瓔珞、地持、高昌等文、</u> 総作一十二門分別。 <u>第一開悟。第二三埵。第三請師。第四懺悔。第五發心。</u>	依古德及梵網、 <u>瓔珞、地持、</u> 并高昌等文、授菩薩戒行事之儀、略為十二門。雖不專依一家、併不違聖教。 <u>第一開導。第</u>

第六示相問遮。第七授戒。第八証明。第九現相。第十陳持犯。第十一明広願。第十二教持戒。	二三婦。第三請師。第四懺悔。第五發心。第六問遮。第七授戒。第八証明。第九現相。第十説相。第十一広願。第十二勸持。
--------------------------------------------	----------------------------------------------------------

「瓔珞、地持、高昌等文」とは、智顛の撰述とされた『菩薩戒義疏』（以下、智顛疏）に記された六つの戒儀であろう¹⁶⁾。湛然本の「古徳」は六つの戒儀以外を表し、慧威の戒儀が存在したならば含まれていると見られる。また湛然本が「梵網」に言及し、明曠本が触れていないのは、明曠疏自体が『梵網經』の注釈書だからであろう。

以下、明曠本と湛然本を十二門に沿って検討する。ただし紙幅の関係により、明曠本において着目すべき依用が見られる箇所を挙げ、第六「示相問遮（問遮相）」および第八「証明」から第十二「教持戒」は略す。また戒儀という性質上、明曠本・湛然本の二本と伝慧思本や慧沼本は一致する表現が極めて多く、伝慧思本・慧沼本との一致は特徴のある箇所のみを示す。

3. 1. 開 悟

明曠本 (T40, 581c25-582a14)	湛然本 (X59, 354b15-c8)
<p>第一開悟者、 A 夫戒徳難量、功高万像、為九乘之軌筏、運<u>三宝之舟航</u>。是故經云、<u>一切衆生因戒而有</u>。故薩遮經云、<u>若不持戒者、尚不得野干之身。況功德之身</u>。又華嚴云、<u>戒是無上菩提本、应当具足持禁戒</u>。涅槃經云、<u>若持是經、而不持戒、名魔眷屬、非我弟子</u>。我亦不聽受持是經。又月灯三昧經云、<u>雖有色族及多聞、若無戒智、猶禽獸</u>。雖處卑下少聞見、能持淨戒、名勝士。 B 且戒有多途、<u>五八十具</u>。剋論功報、隨受者心。今菩薩戒、<u>報円仏果、相好無辺、三達、五眼、十力、無畏一切功德</u>。既發大心、即上品心受菩薩戒。菩薩戒者、則五十一位円菩薩乘之律儀也。 C 所以經云、<u>辺方中国、若人非人、解</u></p>	<p>第一開導者、 X 応先問言、欲受何戒。仏法大海、深広無涯、唯信能入。由有信故、三学可成、菩提可至。故三学中、以戒為首。菩提広路、戒為資糧。生死大海、戒為船筏。三途重病、戒為良藥。 B 戒有多种、<u>五八十具</u>、菩薩律儀。五戒報人、八十報天、出家大戒、感小解脫三明六通無余永寂。菩薩律儀八万細行、報得仏果三身<u>四徳相好不共一切功德</u>。今既不求人天小果、唯欲專求無上菩提。須具六法、方得戒。一者能授人。謂能授戒者。須預知領類及以人数。於中幾許、<u>中国辺方</u>、余道雜類。雖得人身、無有安樂。八苦交逼、四蛇競煎。四大危脆、念念不住。六賊爭馳、新新生滅。設雖受余戒、報人天、不免沈沒。二乘小果、永住</p>

<p>法師語、尽皆得受。須人人正信、発志誠心。諸仏究竟、証円四徳、居常寂光。於法身地、起無縁慈。等念群生、猶如赤子。我等愚冥、日用莫知。三界輪環、四生沈溺。唯円妙覚、究尽無明。故発円心、而希円行。知因感果、驚覚常情。故名開悟。已開悟竟。</p>	<p>涅槃。故須虔誠誓求極果。二者所依処。先須諮白、無内外障、安置壇場、莊嚴清浄、皆令地鋪、使受者安穩。三者高座秉法。四者專求大道。五者生希有心。如貧如飢、如病如怖、得宝得食、得医得安、不生一念散乱之心。若無懇誠、徒勞彼此。六者專爲利他求戒。以菩薩発心利物爲本。発大勇猛、不惜身命、誓与衆生、同入真如法界大海。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一致するのはわずかである。明曠本のAは以下の通り、伝慧思本ならびに道宣(596-667)の『四分律刪繁補闕行事鈔』(626年、以下『行事鈔』)の参照が明らかである。

伝慧思本 (X59, 350b1-7)	『行事鈔』 卷上 (T40, 1a6-5c4)
<p>以戒徳無量、功高万像、為五乘之軌範、作三寶之舟航。大智度論云、大惡病中、戒為良藥。大怖畏中、戒為守護。大闇冥中、戒為明灯。諸險道中、戒為橋梁。大海水中、戒為船筏。薩遮經云、若不持戒、尚不得野干之身。何況功德之身。月灯三昧經云、雖有色族及多聞、若無戒智、如禽獸。雖処卑下少多聞、能持淨戒、名勝士。</p>	<p>夫戒徳難思、冠超衆象、為五乘之軌導、寔三寶之舟航。……薩遮尼毘云、若不持戒、乃至不得疥癩野干身。何況當得功德之身。月灯三昧云、雖有色族及多聞、若無戒智、猶禽獸。雖処卑下少聞見、能淨持戒、名勝士。涅槃云、欲見仏性証大涅槃、必須深心修持淨戒。若持是經、而毀淨戒、是魔眷屬、非我弟子。我亦不聽受持是經。華嚴偈言、戒是無上菩提本、應當具足持淨戒。若能堅持於禁戒、則是如來所讚歎。……薩婆多云、毘尼有四義、余經所無。一戒是仏法平地、万善由之生長。二一切仏弟子皆依戒住、一切衆生由戒而有。</p>

『行事鈔』→伝慧思本→明曠本という成立順と考えられるが、『行事鈔』における引用のうち伝慧思本が『薩遮經』と『月灯三昧經』の二つを引く一方、明曠本は『薩遮經』『華嚴』『涅槃經』『月灯三昧經』の四つを引用し、さらに明曠本の「經云、一切衆生由戒而有」の文も『行事鈔』における『薩婆多』の引用とほぼ一致する。「功高万像」などの表記は明曠本と伝慧思本が一致し、『行事鈔』と異なるため、明曠本は伝慧思本の表現を借りていることも見て取れる。一方、湛然本はこれら『行事鈔』に関係する内容を用いていない。つま

り、明曠本は湛然の戒儀に関係なく、伝慧思本を依用しつつ『行事鈔』からも直接補っていることになる。

湛然本のXのうち伝慧思本と共通する「戒為良薬」「戒為船筏」等は、伝慧思本が述べる通り『大智度論』の引用¹⁷⁾であるが、「大海」「船筏」の表現は現存の『大智度論』と異なっており、湛然本は伝慧思本を参照したと考えられよう。

3. 2. 帰依三宝

明曠本 (T40, 582a14-b4)	湛然本 (X59, 354c9-14)
<p>第二帰依<u>三宝</u>。略明三種三宝、為所帰依。</p> <p>A 一住持。二別相。三一体。一住持<u>三宝者、人能弘道、万代之所流傳。道藉人弘、三宝於斯常住。則剃髮染衣為僧宝、黄卷赤軸為法宝、泥木素像為仏宝。二明別相三宝者、十方三世法報応化為仏宝、所説法門為法宝、除妙覺外菩薩二乗為僧宝。三一体三宝者、実相円理、名為一体。即一而三。無非秘藏、如世珍奇、故通名宝。何者、心体覚知名仏、性体離念名法、心体無諍名僧。凡聖始終、此三具足。仏已修已証、応物現形。別相住持功由一体。我等理是。如水在水。若欲融水、善須方便。擬趣仏果、非修不成。今始覚知、正向此三、為帰依処。</u></p> <p>B 教言。<u>弟子某甲等、願從今身尽未来際、帰依仏両足尊、帰依法離欲尊、帰依僧衆中尊〔三説〕。弟子某甲等、願從今身尽未来際、帰依仏竟、帰依法竟、帰依僧竟〔三説〕。從今已往、称仏為師、更不帰依余邪魔外道。唯願三宝慈悲摂受。哀愍故〔礼三宝〕。受三帰竟。</u></p>	<p>第二三帰者、</p> <p>B 応教而言。弟子〔某甲〕、願從今身尽未来際、<u>帰依仏両足尊、帰依法離欲尊、帰依僧衆中尊〔三説〕。弟子〔某甲〕等、從今身尽未来際、帰依仏竟、帰依法竟、帰依僧竟〔三説〕。從今已往、帰仏為師、更不帰余邪魔外道。唯願三宝慈悲摂受。慈愍故〔応須広明一体三宝為所依境、復知此境有別相住持等、用之也〕。</u></p>

明曠本のAは、三宝の説明の一部を道宣の『釈門帰敬儀』（661年）に依ったと見られる。湛然本や伝慧思本・慧沼本にはこうした説明がなく、明曠が独自に道宣を参照したと考えられよう。湛然本の文末に三宝について詳しく明らか

にするべきと述べており、もし湛然本の現行本が明曠本に先行すれば、明曠はこれを踏まえて三宝の説明を加えたと思われる。

『釈門帰敬儀』卷上 (T45, 857c13-15)
四明住持三宝者、人能弘道、万載之所流慈。道佻人弘、三法於斯開位。

3.3. 請 師

明曠本 (T40, 582b4-19)	湛然本 (X59, 354c15-355a6)
<p>第三請師、 A 凡為師者<u>応具五徳</u>。<u>一堅持淨戒</u>。<u>二年滿十臘</u>。<u>三善解律蔵</u>。<u>四師師相授</u>。<u>五定慧窮玄</u>。 B 師<u>応教言</u>。弟子某甲等、<u>今従大徳</u>、<u>求受菩薩戒</u>。<u>唯願、大徳於我、不憚勞苦</u>。<u>慈愍故〔三反〕</u>。次<u>請和上</u>。弟子某甲等、<u>奉請釈迦如来応正等覚為和上</u>。<u>我依和上故、得受菩薩戒</u>。<u>慈愍故〔礼一拜〕</u>。文殊師利為羯磨阿闍梨、<u>弥勒菩薩為教授師、一切如来応正等覚為尊証、一切菩薩摩訶薩為同学等侶〔詞句同前〕</u>。 C 次<u>応教乞戒</u>。云大徳、<u>今正是時、願与我授菩薩戒</u>。次戒師<u>応起為白諸仏唱言、仰稽首十方一切諸仏、及大地諸菩薩僧</u>。<u>此諸菩薩求我</u>。某甲<u>欲従諸仏菩薩僧、乞受菩薩戒</u>。此諸菩薩、<u>已是眞実、能生深信、成菩提願</u>。<u>唯願、諸仏憐愍故、施与菩薩戒〔三説〕</u>。 D 請聖為師、<u>為証明竟</u>。<u>十方諸仏、神通道眼、皆見聞我、如対目前</u>。向之懺悔。</p>	<p>第三請師者、 B 唯令自陳。恐汝不解、我今教汝。我〔某甲〕等、<u>今従大徳、求受菩薩戒</u>。<u>大徳於我、不憚勞苦</u>。<u>慈愍故</u>。此但是請任教之師。次請衆聖為授戒師。先請和上。詞云、弟子〔某甲〕等、<u>奉請釈迦如来応正等覚為我和上</u>。<u>我依和上故、得受菩薩戒</u>。<u>慈愍故〔礼一拜〕</u>。文殊菩薩為羯磨阿闍梨、<u>弥勒菩薩為教授阿闍梨、一切如来為尊証師、一切菩薩為同学等侶〔詞句具如和上〕</u>。 D 当知、<u>聖師、神通道眼、皆悉見聞、如対目前</u>。是故行者請得師已、雖対凡師、恒如觀聖。准高昌本、自此已後、無有懺悔、但加乞戒。 C 亦先教其、<u>従任教師乞云、族姓大徳、今正是時、願施我菩薩戒法</u>。次戒師<u>応起為白聖師言〔独詞三遍〕</u>。下礼盤而起独可唱、<u>敬白十方尽虚空界一切諸仏諸大菩薩</u>。此〔某甲〕等<u>求我、白諸仏菩薩、欲従諸仏菩薩、乞受菩薩戒</u>。此〔某甲〕等、<u>已發大願、已有深信、能捨一切、不惜身命</u>。<u>唯願、諸仏菩薩憐愍故、施与〔某甲〕等菩薩淨戒〔三説〕</u>。</p>

明曠本のAの「五徳」は、おおむね智顛疏を受けている。智顛疏は『梵網経』を出典として示しているが、現存の『梵網経』に同様のまとまった表現はなく、明曠本は智顛疏に依ったのであろう。

<p>智顛疏卷上 (T40, 567c29-568a3)</p> <p>次論德業、梵網經中言、為師必是出家菩薩、<u>具足五德。一持戒。二十臘。三解律藏。四通禪思。五慧藏窮玄。</u></p>

CとDは、伝慧思本にほぼ一致する内容がある。比較すれば、明曠本のほうが湛然本よりも、より忠実に伝慧思本に依っていることが分かる。

<p>伝慧思本 (X59, 351c12-17)</p> <p>仰啓十方一切諸仏、<u>及大地諸菩薩僧。此諸仏子、求比丘。某甲欲從諸仏菩薩僧、乞授菩薩戒。此諸仏子、已是真実、能生深信、成菩提種。諸仏慈愍故、施与菩薩戒〔三説〕。諸聖為師、為証明竟。十方諸仏、神通道眼、皆得見我、如對目前。</u></p>

3. 4. 懺悔

明曠本 (T40, 582b19-c26)	湛然本 (X59, 355a7-c10)
<p>第四懺悔者、 A <u>夫戒是白淨之法。身器清淨、乃可堪受。故先教懺悔、洗滌身心、如浣故衣、方受染色。然如來示滅、向二千年、正法沈淪、邪風広扇、衆生等薄福、生遇此時。縱有聽聞、莫能信受。良由惑障深重、見執堅強。若不改往、從來罪無由滅。若罪不滅、戒不發故、解脫難期。</u> B 然懺悔法、有其三品。<u>上品懺者、拳身投地、如大山崩、毛孔流血。中品懺者、自露所犯、悲泣流淚。下品懺者、隨師口言、陳前罪咎。</u> C <u>今請十方諸仏諸大菩薩、而作証明。諸仏菩薩大悲弘誓、欲令衆生如仏無異。然須行者三業清淨、方可得戒。如請大王、先須莊嚴舍宅。亦如濁水日輪不現。三世諸仏、皆因此戒、而得菩提。故須先運逆順十心、為懺悔本。</u> D 師応教言。弟子某甲等、与法界衆生、仰稽首十方尽虚空界、一切三宝、釈迦牟尼、当來弥勒、十二分教、真如藏海、諸大菩薩、縁覺、声聞。証明弟子披心懺悔。從無始來、至于今日、縱身口意、内計人我、外加惡友、具造十惡、五逆、四</p>	<p>第四懺悔者、無始已來、誰能無罪、或有重罪障戒不發。故曇無讖、三年始獲。故有上根上行之人、宜応靜処別置道場、事理合行。精誠懇到、上品相現、戒品自成。今此通方、彼時行事、利根之士、逐語想成、宿種現加、式辨前事。故今略出濟世生善利物之儀。於中為三。先明懺意、次明運心、三正説罪、為懺方法。初云意者、 A <u>夫言戒者、是白淨法。法器清淨、方堪進受、如淨潔縲易受染色。是故先教懺悔洗滌。亦如浣故衣、先以灰汁、後用清水。然仏滅後、向二千年、正法沈淪、邪風競扇、衆生薄祐、生在此時。縱有聽聞頗生信受、猶如画水不得久住、空中造立、難可成就。良由惑障深厚、見執鏗然。若不起於愍重之心、罪無由滅。罪若不滅、戒品難期。是故不可輒爾而受。</u> B 然懺悔法、有其三種。<u>上品懺者、拳身投地、如大山崩、毛孔流血。中品懺者、自露所犯、悲犯泣流淚。下品懺者、通陳過咎、隨師口言。</u> C <u>今雖下品、猶請諸仏諸大菩薩為作証明。諸仏菩薩、有大慈悲、常欲令於法界</u></p>

重、毀謗正法一闡提罪。

E 殺害父母。殺阿羅漢。破和合僧〔約
仏在世別行五法、布薩、羯磨〕。出仏身
血。壞和合僧、焚燒經像。身四威儀、損
傷含識。盜三宝物、及余趣財。顛倒邪
姪、污染梵行。誑惑三宝、欺詐一切。食
噉血肉、無慈愍心。或食五辛、薰穢三
宝。飲酒狂亂、破壞善法。侵僧鬘物、打
罵呵責出家在家持戒破戒。

F 或奪袈裟、逼令還俗、策役驅使、或
斷命根。

G 不隨喜他一毫之善。唯遍三業、広造
衆罪。事雖不善、惡心遍布。晝夜相続、
無有間斷。覆諱過失、不欲人知。魯扈底
突、不怖惡道。無慚無愧。撥無因果、作
一闡提。故於今日、对十方仏、深信因
果。生重慚愧。生重怖畏。發露懺悔。断
相続心。發菩提心。断惡修善、勤策三
業、翻昔重過。隨喜凡聖一毫之善。念十
方仏、有大福慧。知一切法本性空寂。能
拔我等一切衆生、從二死海、置三德岸。

H 唯願三宝慈悲証明〔一説〕。懺悔既
竟。身器清浄、堪盛法食。

衆生如我無異。雖觀衆生猶如赤子、然須
行者自發精誠、如請大王、先須淨舍。亦
如濁水日輪不現。三世諸仏、皆因此戒、
得成菩提〔云云〕。

次運心者、雖從戒師說罪名種、然須先運
逆順十心重罪方滅。故天台大師、於大止
觀懺淨文中、具立此方、成四三昧。彼具
解釈。

G 今略列名、以為行者、作滅罪良縁。
先言順流者、謂無始來、隨順生死、自微
至著、不逾斯十。一者妄計我人。二外加
惡友。三不隨喜他善。四縱恣三業。五惡
心遍布。六尽夜相続。七覆語過失。八不
畏惡道。九無慚無愧。十撥無因果〔亦須
教依名運念、令罪消滅〕。次明逆流者、
所言逆者、謂逆生死。依前順流、次第逆
上。如欲破賊、先須知賊根源窟穴。故
知、必須從後向前。如人倒地、還從地
起。一正信因果。二自愧對責。三怖畏惡
道。四發露瑕玼。五断相続心。六發菩提
心。七修功補過。八守護正法。九念十方
仏。十觀罪性空〔須一一釈对破、以故知
無始障不可率除、如伐樹得根炎病得穴。
故須逆順觀其罪、由其罪性空、方為永
謝〕。

D 運此十心已、作如是言。仰啓十方尽
虚空界、一切三宝、釈迦牟尼、当來弥
勒、十二部經、真如藏海、諸大菩薩、縁
覺、声聞。証明我等披陳懺悔。從無始
來、至於今日、於其中間、皆由妄計我
人、為貪瞋癡無量煩惱亂身心、縱恣三
業、具造十惡、五逆、四重、作一闡提、
撥無因果〔具列十惡、五逆、四重、無因
果相〕。

E 壞僧伽藍、焚燒經藏。身四威儀、損
傷含識。盜三宝物、及余趣財。顛倒邪
姪、污染梵行、汚父汚母、汚比丘比丘
尼、人男人女、畜生鬼神等、一切男女。
誑惑三宝、謗三乘法、言非仏説。障礙
留難。或飲酒食肉、無慈悲心。或食五
辛、薰穢三宝。或於一切出家人所、有戒
無戒、持戒破戒、打罵呵責、乃至於一切
有情無情、作不饒益。如是等罪、不可數
知。自作教他、見聞隨喜。对三宝前、披

	<p>陳懺悔。齊仏所知、不敢覆藏。一懺已後、永斷相統、更不敢作、願罪消滅。 H 唯願三寶慈悲証明。三遍已語、欲入仏海、以信為本。生在仏家、以戒為本。故有三歸乃至菩薩戒。然受五八十戒人、如秉燭夜行、所見不遠。受小乘戒、如月下遊、雖未大明、猶勝灯燭。若受大乘戒、如在日中、無不曉了。能摧八難、能免八苦、遠離生死、具足二嚴、四徳円満、降伏四魔〔云云〕。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Aについては、湛然本よりも明曠本のほうが伝慧思本との一致度が高い。

<p>伝慧思本 (X59, 351c17-22)</p>	
<p>夫戒是白淨之法。身器清淨、乃可堪受。先須懺悔、洗滌身心、如浣故衣、方受染色。然如来示滅、向二千年、正法沈淪、邪風広扇、衆生薄福、生遇此時。縱有聽聞、莫能信受。良由煩愛情重、見執堅強。若不改往修來、罪無由滅。若罪不滅、戒品不發。戒品不發、解脫難期。</p>	

Bの上中下の懺悔は、明曠本と湛然本がほぼ同じであるが、善導(613-681)の『往生礼讃偈』との関連が考えられる¹⁸⁾。

E・F・Hは、明曠本・湛然本が慧沼本を参照した可能性を指摘できる。とりわけ明曠本のFはまとまった表現が慧沼本と一致し、明曠本が依用したと見られる。

<p>慧沼本 (T45, 396b23-c13)</p>	
<p>次教懺悔云、……所謂破塔壞寺、焚燒経像。用盜三寶財物。謗三乘法、言非聖教。障礙留難、隱弊覆藏。於一切出家人所、若有戒、若無戒、持戒破戒、打罵呵責、說其過惡、禁閉牢獄。或奪袈裟、逼令還俗、策役驅使、責其發調、斷其命根。或殺父。害母。出仏身血。殺阿羅漢。破和合僧。起大邪見。謗無因果。長夜常行十不善業。所謂身業不善、行殺盜姪。語業不善、妄言綺語兩舌惡口。意業不善、貪瞋邪見。汚父汚母、汚比丘比丘尼、汚僧伽藍所。破齋破戒、飲酒食肉。輕毀三寶、惱亂衆生。自作教他、見作隨喜。如是等罪、無量無辺、不可数知。今日誠心、發露懺悔。一懺已後、斷相統心、尽未來際、永不敢作。唯願三寶慈悲証明、令弟子等罪障消滅。</p>	

Gは智顛の『摩訶止観』にある順逆十心の懺悔を説明した箇所である。明曠本と湛然本はやや近いが、明曠本は明らかに湛然の『法華三昧行事運想補助

儀』と一致する。これは智顛の『法華三昧懺儀』の注釈であり、明曠が懺悔の説明に湛然の表現を借りたのであろう。この書は成立年が不明であり¹⁹⁾、明曠本が参照したならば777年以前の成立となる。あるいは明曠本以前に成立していないとしても、明曠は湛然の僧団における法華三昧懺儀の行法を知悉していたと考えられるため、明曠本をまとめる際にその文言を取り入れたと見ることもできよう。合わせて、明曠本は「魯扈底突」「作一闡提」という『摩訶止観』の表現も挿入している²⁰⁾。

『法華三昧行事運想補助儀』(T46, 956a11-16)

七懺悔心運逆順十心云〔我与衆生無始來、今由愛見故、内計我人。外加惡友。不隨喜他一毫之善。唯遍三業、廣作衆罪。事雖不廣、惡心遍布。晝夜相續、無有間斷。覆諱過失、不欲人知。不畏惡道。無慚無愧。撥無因果。故於今日、对十方仏普賢大師、深信因果。生重慚愧。生大怖畏。發露懺悔。斷相續心。發菩提心。斷惡修善。勤策三業。翻昔重過。隨喜凡聖一毫之善。念十方仏、有大福慧。能救拔我、及諸衆生、從二死海、置三德岸。從無始來、不知諸法本性空寂、廣造衆惡、今知空寂、為求菩提。為衆生故、廣修諸善、遍斷衆惡。惟願普賢慈悲摂受〕。

3.5. 發心

明曠本 (T40, 582c26-583a13)	湛然本 (X59, 355c11-24)
<p>第五發心、言發心者、發菩提心。菩提梵音、此翻為道。道心語通。今依円仏、發円道心。</p> <p>A 円道心者、我心仏心及衆生心、三無差別。理雖無別、事証天殊。故学仏慈悲、發仏弘誓。滅惡生善、功唯菩提。</p> <p>B 如師子筋絃、遍聞一切、生於衆善。如那羅延箭、貫徹鉄圍、遍滅衆惡。故密藏經云、滅重重十惡。發權道心、畢竟無余。況發円心。諸發之最。無發而發、遍法界發、名円發。</p> <p>C 一者衆生無辺誓願度、度十界衆生故。二者煩惱無數誓願斷、斷十界三惑故。三者法門無尽誓願知、即惑成智故。四者仏道無上誓願成、即生成滅故。此之四心、諸仏之種、紹三宝位。一切諸仏、等証三身、無不因此。一發之後、訖至涅槃、誓</p>	<p>第五發心者、先当繼念十方諸仏、為所期果。是故經云、若能念仏、得見仏心。仏心復以慈悲為本。慈悲乃以弘誓居先。是故弘誓為菩提因〔具足為説、發四弘心〕。</p> <p>D 發弘誓已、復加四心、及成四弘誓。一者觀於一切衆生如仏無異。二如国王。三如父母。四如大家。何以故仏為法王是所求。</p> <p>A 故心仏衆生三無別。故王居国尊、親在家尊、大家復為下類中尊。生因中於果上想故、若不爾者、何能度人。為度衆生、立余三誓。</p> <p>X 又復發四種心。一者所作功德与共。二者願一切衆生過於煩惱生死大海。三願共衆生通達一切諸經了義。四共衆生至於菩提。</p> <p>C 此亦四弘之別名。而以利生為本故、</p>

無退転。 D 又有四心、菩薩須發。一觀衆生如仏。 二如国王。三如父母。四如大衆。汝等能 發此心不〔答能〕。既已發心。	并俱於衆生起想。以四弘誓利生為本。既 發心已。三業清淨、猶如明鏡。内外清 徹、堪受淨戒。以此戒品、具足三聚。三 聚徧収一切法故。
---------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

明曠本のBにおける「如師子筋絃」「如那羅延箭、貫徹鉄圍」「密藏經云、滅
重重十惡」は『摩訶止観』や湛然の『止観輔行伝弘決』に關係する表現があ
る²¹⁾。

この「發心」の構成については以下の表の通り、『勸發菩提心集』卷下に慧
沼本と並んで収められている「八勝五想門」²²⁾や伝慧思本²³⁾との關係が複雑で
ある。

	C	D	X
慧沼 「八勝五想門」		「發五觀心」 ①聖人 ②父母 ③師長 ④国王 ⑤家	「發四願」 ①所有功德与十方一切衆生同有 ②願十方一切衆生度生死煩惱海 ③願十方一切衆生共通十二部經 文義了了 ④願十方一切衆生俱至無上正等 菩提
伝慧思本	「發四弘願」 ①衆生無辺誓願度 ②煩惱無量誓願斷 ③法門無辺誓願学 ④仏道無上誓願成	「觀五法」 ①聖人 ②父母 ③師長 ④国王 ⑤大家	「興三願」 ①願自已三業所作功德、与十方 一切衆生同共 ②願我共十方一切衆生、早度生 死煩惱大海、到涅槃彼岸 ③願我与法界衆生、通達十二部 經文義了了分明
湛然本	「四弘誓」 ※内容はなし	「四心」 ①仏 ②国王 ③父母 ④大家	「發四種心」 ①所作功德与共 ②願一切衆生過於煩惱生死大海 ③願共衆生通達一切諸經了義 ④共衆生至於菩提
明曠本	「四心」 ①衆生無辺誓願度 ②煩惱無数誓願斷 ③法門無尽誓願知 ④仏道無上誓願成	「四心」 ①仏 ②国王 ③父母 ④大衆	

Dは慧沼の「八勝五想門」・伝慧思本と湛然本・明曠本との間に差がある。また湛然本のXは、構成は「八勝五想門」と類似しつつ、表現は伝慧思本に近い。

Cの四弘誓願については、湛然本が内容を明示しない一方、明曠本は「四心」として各項目を説明しているが、その半分は湛然の『止観大意』と一致し、他には見られない。『止観大意』は758年から762年までの成立と考えられるため²⁴⁾、明曠が四弘誓願の説明として湛然の書を参照した可能性があろう。

『止観大意』(T46, 460b26-29)
故重發誓言、衆生無辺誓願度、生死即涅槃故。煩惱無數誓願斷、煩惱即菩提故。法門無尽誓願知、即惑成智故。弘道無上誓願成、即生成滅故。

3.6. 授戒

明曠本 (T40, 583a25-b10)	湛然本 (X59, 356a11-b8)
<p>第七授戒。</p> <p>A 汝等諦聽。汝今於我所、求受一切菩薩淨戒、求受一切菩薩学處、所謂撰律儀戒、撰善法戒、饒益有情戒。</p> <p>B 此等淨戒、此諸学處、過去一切菩薩已受解、已行成、未來一切菩薩當受、當解、當行、當成、現在一切菩薩今受、今学、今解、今行、當來作仏。汝等、從今身盡未來際、於其中間、不得犯。能持不〔三說三問三答〕。</p> <p>C 第一遍竟時、十方世界妙善戒法、注於汝等身心。第二遍時、此妙戒法、測塞虛空、雲集頂上〔次說第二遍〕。第二遍竟、更說一遍。即入仁等身心、清淨滿足。勿余思慮。</p> <p>D 然此戒法、無有形色、流注仁等身心、不覺不知。向有形色、猶如天崩地裂之聲〔次說第二遍〕。</p> <p>E 三羯磨竟、已具戒法、即是菩薩。大經云、發心畢竟二不別、如是二心前心難〔云云〕。已得戒竟。</p>	<p>【第六問遮】</p> <p>D 然此戒者無有形色、而能流注汝等身心、盡未來際、成就大果。而於爾時、無所覺知。尚若有形、入汝身時、常作天崩地裂之聲。故須繫念、不得余覺及余思惟〔須具為說緣境、為發戒緣也〕。</p> <p>【第七正授戒】</p> <p>X 第七正授戒者、先略示三相、次正授戒。言三相者、所謂撰律儀戒、撰善法戒、饒益有情戒。應須廣辨三聚廣狹偏門之相、以作行者期心之本。若不爾者、乘法不成。小乘亦有三聚名。</p> <p>A 故次正乘法者、應語言。汝等諦聽。汝等今於我所、求受一切菩薩淨戒、求受一切菩薩学處、所謂撰律儀戒、撰善法戒、饒益有情戒。</p> <p>B 此諸淨戒、此諸学處、過去一切諸菩薩已受、已学、已解、已行、已成、未來一切諸菩薩當受、當学、當行、當成、現在一切諸菩薩今受、今学、今解、今行、當來作仏。汝等、從今身盡未來際、於其中間、不得犯。能持不〔三問三答〕。</p>

	<p>C 第一遍時応語言、十方法界一切境上、微妙戒法、悉皆動轉。不久应当入汝身中。第二遍凡次即語云、此妙戒法、即從法界諸法上、起遍虛空中、集汝頂上、微妙可愛、如光明雲台。第三遍初復応示言、若更一遍、此妙戒法、入汝身中、渣淨円満。正在此時、納受戒法、不得余覚余思、令戒不漏。</p> <p>E 第三遍已語言、即是菩薩、名真仏子。故大經云、發心畢竟二不別、如是二心先心難。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

おおむね明曠本は湛然本と一致するが、明曠本のDは湛然本の第六「問遮」にある。この内容は伝慧思本にもあり、もとは『行事鈔』に見られる。

伝慧思本 (X59, 352a16-19)	『行事鈔』卷上之三 (T40, 29b28-c3)
<p>此戒無形色、而能流注汝等身心、<u>尽未來際、成就大果、而於爾時、無所覚知。若有形色、入汝身時、当作天崩地裂之聲。当須繫念、不得余覚、及一切余思惟〔既縁覚為發戒〕。</u></p>	<p>次為開広汝懷者、由塵沙戒法注汝身中、終不以報得身心而得容受。応發心作虛空器量身、方得受法界善法。故論云、若此戒法有形色者、<u>当入汝身作天崩地裂之聲。</u>由是非色法、故令汝不覚。</p>

『行事鈔』は「論云」として何らかの出典を示しているものの、他の箇所において伝慧思本と明曠本による『行事鈔』の依用が明らかであり、かつこの表記を見れば伝慧思本・湛然本・明曠本の三本と『行事鈔』の間に差があるため、『行事鈔』を初めに依用した伝慧思本が他二本に影響したと考えられよう。また「請師」や「懺悔」と異なり、この「授戒」における依用に関しては、明曠本よりも湛然本のほうが忠実に伝慧思本に依っていることになる。

4. 依用の特徴

検討した通り、明曠本は、伝慧思本や慧沼本のほかに道宣や智顛、湛然の著作の影響が明らかである。

道宣については、明曠が「開悟」と「帰依三宝」において直接参照したことは間違いないと考えられ、「開悟」における『行事鈔』の依用は伝慧思本にお

ける依用よりも多い。これは明曠が『行事鈔』にさかのぼって参照したことを意味する。当時、出家僧が持つ律は『四分律』が中心となっており²⁵⁾、大乘の立場で『四分律』を解釈した道宣の著作を、明曠が戒律を論じるに当たって参照する必要があったのであろう。ただし道宣からの依用は、「開悟」における戒を総論する箇所、「帰依三宝」の一体三宝を説明する箇所という、いわば語句の解説のような内容にとどまっている。また明曠本の「授戒」、湛然本の「問遮」にはともに『行事鈔』と一致する表現が見られるが、これは伝慧思本に基づく範囲であり、湛然本が道宣を参照したとは言い切れないであろう。

次に、明曠本には智顛の『摩訶止観』や智顛疏に依った箇所が存在した。さらに「懺悔」「発心」において湛然の著作に依っていることが明らかであるが、当然、それは湛然本には見られない独自の依用である。先学である智顛や師の湛然といった天台代々の説によって内容を補う意図が見られる。

そして、伝慧思本については湛然本も明曠本も一致する箇所は多い。「請師」も「懺悔」も湛然本が伝慧思本に一部依っていたところを、明曠本はさらに忠実に伝慧思本の表現に合わせている。一方、「授戒」のように湛然本のほうが伝慧思本に依っている度合いが高い箇所もある。

慧沼本については、明曠本・湛然本が参照した可能性は存在するが、慧沼本は西域の戒法とされており、明曠本・湛然本が智顛疏に示された諸戒儀に依っていることを考えれば、これら三本の表現に類似箇所があるのは自然なことであるとも言える。その上で明曠本の「懺悔」については慧沼本と一致するまともな表現があり、慧沼本を参照したと思われる。

一方、明曠本と湛然本はともに、「懺悔」において善導の影響を受けた可能性がある。本論では略した明曠本の第十一「明広願（教発広願）」と湛然本の第十一「広願」においては、極楽世界に生まれて弥陀仏の前において無生忍を悟るという内容があり²⁶⁾、これは浄土思想への関心という視点で検討する必要がある²⁷⁾。

5. 結 語

明曠本は、十二門の構成が湛然本と同じでも、表現には相違が多く、伝慧思本、慧沼本のほか、道宣や智顛、湛然の著作によって補っていることが明らかとなった。特に道宣への着目は、四分律宗を確立した道宣の説が戒律の議論において大きな存在であったことを示していると言えよう。とはいえ、道宣の説を用いた箇所は戒や三宝の説明的な内容にとどまっており、対して湛然の著作を用いた箇所は「懺悔」と「発心」という戒儀において重要な部分である。伝慧思本との関係では、湛然本も含めた三本で一致する点が多く、さらに伝慧思本と明曠本の二本の一致度が比較的高い。以上のような明曠本における依用の特徴は、冒頭で述べた、天台の先学に違わず、欠けているところを諸家の説により補うという明曠疏の序の言に、おおむね合致している。なお、明曠と道宣の関係については、戒儀部分だけでなく明曠疏全体で検討する必要があり、次の課題としたい。

略号および略称

T：『大正新脩大藏經』〈例〉T74, 757b16-19 = 大正藏74巻、757頁、中段16-19行目

X：『新纂大日本統藏經』〈例〉X59, 354c9-14 = 統藏59巻、354頁、下段9-14行目

明曠疏：『天台菩薩戒疏』（T40）

明曠本：『天台菩薩戒疏』における「受法（戒儀）」（T40, 581c20-583c22）

湛然本：『授菩薩戒儀』（X59）

伝慧思本：『受菩薩戒儀』（X59）

慧沼本：『勸發菩提心集』「受菩薩三聚淨戒門（大唐三藏法師伝西域正法藏受菩薩戒法）」（T45）

智顛疏：『菩薩戒義疏』（T40）

参考文献

池田魯參1969「荆溪の「十二門戒儀」論」『印度学仏教学研究』18(1): 220-222

石田瑞磨1986「『受菩薩戒儀』の系譜」同著『日本仏教思想研究』第2巻、法藏館：17-22

大津健一2019「明曠についての基礎的研究——事績ならびに『天台菩薩戒疏』を中心

- に—』『創価大学人文論集』31: 87-113
- 大野法道1936「南岳慧思作と伝ふる受菩薩戒儀について」『大正大学学報』24・25: 63-76
- 久野芳隆1933「最澄を終点とする受菩薩戒儀の成立過程」『常盤博士還暦記念 仏教論叢』弘文堂書房: 95-121
- 坂本廣博2000「十誦律から四分律へ」『叡山学院研究紀要』22: 25-37
- 佐藤達玄1976「菩薩戒の一考察」『駒沢大学仏教学部研究紀要』34: 1-25
- 平了照1955a「伝教大師撰「授菩薩戒儀」について」『印度学仏教学研究』3(2): 422-425
- 平了照1955b「伝慧思本「受菩薩戒儀」について」『大正大学研究紀要』40: 1-36
- 土橋秀高1960「敦煌本受菩薩戒儀考」『印度学仏教学研究』8(1): 33-42
- 日比宣正1966『唐代天台学序説—湛然の著作に関する研究—』山喜房仏書林
- 平川彰1997「智顛における声聞戒と菩薩戒」『天台大師千四百年御遠忌記念 天台大師研究』天台学会: 1-25
- 結城令聞(1933)1977「勸発菩提心集」『仏書解説大辞典』第2巻、大東出版社: 109-110

注

- 1) 平(1955a, 423-424)を参照。
- 2) 『普通授菩薩戒広釈』上「菩薩戒相、広出経論、賢聖伝受、略有十本。一梵網本。二地持本。三高昌本。四瓔珞本。五新撰本。六制旨本。七達摩本。八明曠本。九妙楽本。十和国本」(T74, 757b16-19)を参照。
- 3) 大津2019を参照。
- 4) 久野1933、大野1936、石田1986、平1955b、土橋1960、池田1969、佐藤1976など。
- 5) 日比(1966, 440)を参照。
- 6) 結城1977を参照。
- 7) 平(1955b, 5-7)を参照。
- 8) 久野(1933, 110-112)、大野(1936, 63-64)、石田(1986, 17-18)、平(1955b, 2-10)を参照。
- 9) 各戒儀の構成については久野1933、平1955b、土橋1960、佐藤1976を参照。
- 10) 湛然本「〔第一〕若自殺、若教人殺、……〔第九〕若瞋一切出家在家菩薩、若非菩薩諸天鬼畜憊謝。〔第十〕若謗三宝、若增若減、若相違、若戲論、下至一句」(X59, 356c8-21)、明曠本「若自殺人、若教他殺人、非真菩薩、仮名菩薩、無慚無愧、犯波羅夷、報墮地獄、不如意處。……瞋上中境、不受懺悔。対衆謗毀大乘三宝、若自謗、若教人謗」(T40, 583b26-c4)、伝慧思本「仏子、汝從今身至仏身、尽未來際、於其中間、不得故斷衆生命。……仏子、汝從今身至仏身、尽未來際、於其中間、不得称已好導他惡。若有犯者、非菩薩行、失四十二位賢聖法。不得犯。

- 能持否。仏子、汝從今身至仏身、尽未來際、於其中間、不得毀謗三宝。若有犯者、非菩薩行、失四十二位賢聖法。不得犯。能持否」(X59, 352b19-c24)を参照。
- 11) 土橋1960は、諸戒儀の構成をもとに影響関係を論じ、伝慧思本は湛然本・明曠本より後のものと見なした。だが諸戒儀が宗派を超えて直線のかつ合理的に影響・発展してきたと見なす手法はやや妥当性に欠けるのではないだろうか。
 - 12) 明曠疏卷上「別具四縁。一盗有主五錢已上之物。若盗已物不成重也。二有主想。三有盗心。四拳離本处。便犯」(T40, 588a28-b1)などを参照。
 - 13) 智顛疏卷下「此戒具五縁成重。一是衆生。二衆生想。三隔瞋心。四示不受相。五前人領解」(T40, 574a26-27)を参照。
 - 14) 一つ一つの戒の解釈に十門(または八門)を立て、その第四を「具縁」としている。『梵網經菩薩戒本疏』卷第一「將釈此戒、略作十門。一制意。二次第。三积名。四具縁。五欠縁。六輕重。七得報。八通塞。九対治。十积文」(T40, 609c13-15)を参照。
 - 15) 明曠疏卷中「天宫云、抛梵網大本合有。凡發大心、稟菩薩戒、並名出家菩薩」(T40, 593a28-29)、同卷下「天宫云、檢梵網下卷、云亦不得減。戒字誤耳」(T40, 599a13-14)、同「天宫云、人誤改之。檢梵網者字爲正」(T40, 601a23-24)を参照。
 - 16) 智顛疏卷上「次論法縁。道俗共用方法不同。略出六種。一梵網本。二地持本。三高昌本。四瓔珞本。五新撰本。六制旨本」(T40, 568a5-8)を参照。
 - 17) 『大智度論』卷第十三「大惡病中、戒爲良藥。大恐怖中、戒爲守護。死闇冥中、戒爲明灯。於惡道中、戒爲橋梁。死海水中、戒爲大船」(T25, 153c26-29)を参照。
 - 18) 『往生礼讃偈』「懺悔有三品、上中下。上品懺悔者、身毛孔中血流、眼中血出者、名上品懺悔。中品懺悔者、遍身熱汗從毛孔出、眼中血流者、名中品懺悔。下品懺悔者、遍身微熱、眼中淚出者、名下品懺悔」(T47, 447a14-19)を参照。
 - 19) 日比(1966, 449)を参照。
 - 20) 『摩訶止観』卷第四上「八者魯扈底突、不畏惡道。九者無慚無愧。十者撥無因果、作一闍提」(T46, 40a6-7)を参照。
 - 21) 『摩訶止観』卷第一下「此菩提心有大勢力、如師子筋弦、如師子乳、如金剛槌、如那羅延箭」(T46, 9c23-25)、『止観輔行伝弘決』卷第一之五「那羅延箭、貫徹鉄圀。無縁大悲、遍破一切」(T46, 177c4-5)、『摩訶止観』卷第一下「又如來密藏經説、若人父爲縁覺而害……是爲十惡惡者。……此經具指前四菩提心。……初菩提心已能除重重十惡」(T46, 10a13-b2)を参照。
 - 22) 『勸發菩提心集』卷下「八勝五想門。……發五觀心。第一觀一切衆生猶如聖人想。第二猶如父母想。第三猶如師長想。第四猶如國王想。第五猶如家想。又發四願。第一所有功德与十方一切衆生同有。第二願十方一切衆生度生死煩惱海。第三願十方一切衆生共通十二部經文義了了。第四願十方一切衆生俱至無上正等菩提」(T45, 398a26-b6)を参照。
 - 23) 伝慧思本「次観五法。第一欲受菩薩戒者、先観十方一切衆生、如聖人想。第二観

十方一切衆生、如父母想。第三觀十方一切衆生、如師長想。第四觀十方一切衆生、如國王想。第五觀十方一切衆生、如奉大家想。次興三願。一願自己三業所作功德、与十方一切衆生同共。二願我共十方一切衆生、早度生死煩惱大海、到涅槃彼岸。三願我与法界衆生、通達十二部經文義了了分明。一切善法因戒增長、具足六波羅蜜三十七品、得深禪定、起六神通、放大光明、得一切種智、五眼具足、成就仏道故。次發四弘願〔隨戒師三徧唱念〕。衆生無辺誓願度。煩惱無量誓願斷。法門無辺誓願學。仏道無上誓願成」(X59, 350c12-351a2) を参照。

24) 日比(1966, 230-233) を参照。

25) 平川1997、坂本2000 を参照。

26) 明曠本「願共一切衆生、捨此身已、生極樂世界弥陀仏前、悟無生忍……」(T40, 583c11-12)、湛然本「願共法界諸衆生、等捨此身已、生極樂界弥陀仏前、聽聞正法、悟無生忍……」(X59, 357a5-6) を参照。

27) 石田1986、池田1969 を参照。